

生活保護の申請は、国民の権利です。

せいかつ ほご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。

ためらわずにご相談ください。



03-3228-8927 (中野区役所4階 生活相談窓口)

がいくせき かと ざいりゅうしかく せいかつ ほご じゅん えんじょ う ばあい
外国籍の方は、在留資格によって、生活保護に準じた援助が受けられる場合もあります。